

○山形大学図書館規程

平成22年4月1日

改正 平成26年3月26日

平成28年3月9日

平成29年5月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第32条第2項の規定に基づき、山形大学（以下「本学」という。）に置く図書館について必要な事項を定めるものとする。

(館長)

第2条 図書館に、館長を置き、専任の教授又は准教授の中から、当該図書館の所在するキャンパスのキャンパス長が任命する。

(その他)

第3条 各図書館は、連携・協力して、業務を行う。

第4条 図書館に関し、全学に係る企画事項等については、教育・学生支援部において遂行する。

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、当該キャンパスが定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月18日）

この規程は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。